さっぽろ天神山アートスタジオ管理運営業務
公募型企画競争　提案説明書

１　業務名

さっぽろ天神山アートスタジオ管理運営業務

２　業務目的

札幌市は、文化芸術施策のひとつとして、アーティスト・イン・レジデンス（※1）事業に取り組んでおり、そのための施設として、平成 26 年 5 月に「さっぽろ天神山アートスタジオ」を開設した。

この施設では、滞在しながら創造的活動を行う場をアーティスト等（※2）に提供するとともに、市民とアーティスト等との交流を促進し、アーティストの発想や活動のプロセス・表現に市民が触れることによって、市民の創造性を高め、本市における文化芸術の発展を図ることを目的とする。

（※1）アーティスト・イン・レジデンス･･･アーティストの滞在型創造活動、またはその活動を支援するシステム。以下「AIR」という。

（※2）アーティスト等…絵画、彫刻、工芸、写真、音楽、舞踏等の芸術作品の創作活動を行う者、文化・芸術に関する研究者、アートコーディネーター及びそれに類する者

３　業務内容

仕様書【別添１】のとおり。なお、仕様書の内容は、現時点での予定であり、今後、企画提案の内容や協議により変更する可能性がある。

４　契約の概要

(1)　契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

※具体的な契約内容については、契約候補者と札幌市との交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

※契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する場合がある。

(2)　履行期間　令和４年４月１日から令和７年３月 31 日まで

(3)　予算規模　本業務の上限は、18,150,000 円/年とする（消費税及び地方消費税を含む）。

（令和４～６年度の３か年で計 54,450,000 円（消費税及び地方消費税を含む））

※契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

５　企画提案を求める項目

企画提案に係る書類は、以下の内容について作成すること。提案は、４(3)予算規模の範囲内で全て実施できるものとし、予算を超えた提案は行わないこと。

(1) 業務遂行能力

本業務に生かせる類似業務実績、業務処理体制、業務従事者の業務経歴・知見・専門性（企画提案者概要【様式３】を用いること）

(2) 管理運営業務の実施方針

本業務実施に当たっての基本的考え方、方向性等

(3) 施設の運営に関する業務

ア　滞在アーティスト等の活動支援及び誘致

（ア）滞在アーティスト等の滞在前後及び滞在中の支援の方針と内容

（イ）国内外のAIR施設等とのネットワーク構築及びアーティスト等の誘致の手法

イ　市民と滞在アーティスト等との交流の機会及び文化芸術に触れる機会の創出

（ア）市民とアーティスト等が交流を行う仕組みや企画（内容・頻度）

（イ）市民が文化芸術に触れる仕組みや企画（内容・頻度）

(4) AIR拠点としての事業に関する業務

新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、事業手法を少人数に分けての開催やオンラインでの開催等、人と人との接触の少ない（又は接触のない）形でのプログラムとすることから、提案には、この場合で行う内容についても明示すること。

ア　地域との交流事業（拠点周辺住民との交流）

地域まちづくり団体等との協働等により、地域の沿革を知り、地域資源を再確認するなど、滞在アーティスト等と地域住民との交流の図ることのできる住民参加型プログラムの企画

イ　地域との交流事業（子どもとの交流事業）

札幌市内全域の小学生・中学生を対象とした交流事業。滞在アーティスト等と連携したワークショッププログラムの企画

ウ　国際招へいプラグラム（国際公募によるAIR）

国際公募によりアーティスト２組を招へいして札幌でのリサーチや作品制作、地域との交流事業等を含む創作環境の提供等の企画

※招へいにあたっての企画テーマや創作環境の提供方法等について明示すること。

(5) 広報

当施設のウェブサイトやその他の広報手段を用いた、施設の情報や企画・実施するイベント等の周知計画。

※施設のウェブサイトは札幌市が構築したものを使用する。

(6) 業務計画

上記(3)～(5)で提案する企画等の年間スケジュール（月単位で記載すること）。

(7) 独自提案

上記(2)～(6)で提案した内容以外で、効果的な取組みがあれば、提案してください。

６　参加資格

以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて３年を経過しない者でないこと。

(2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年４月 26 日財政局長理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第６号)第７条第１項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体であるもの又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(7) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

７　参加手続きに関する事項

(1) スケジュール

企画提案の公募開始	令和３年 11 月 19 日（金）
質問提出	令和４年１月５日（水）17 時まで（必着）※
企画提案参加意向申出書提出	令和４年１月 12 日（水）17 時まで（必着）※
企画提案書提出	令和４年１月 19 日（水）17 時まで（必着）※
一次審査	令和４年１月下旬(予定)※提案者が６者以上の場合のみ
二次審査	令和４年２月２日（水）又は２月３日（木）（予定）
契約締結	令和４年２月中旬(予定)

※郵送の場合は、簡易書留など受領を確認できるものによること。持参の場合、9 時 00 分から 17 時 00 分まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から１月３日）を除く）

(2) 参加に係る書類の配布

札幌市公式ホームページ（市民文化局文化部一般競争入札等情報）に掲載する。

http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/ippann.html

(3) 提出資料等

ア　企画提案参加意向申出書【様式１】

イ　企画提案申込書【様式２】

ウ　企画提案者概要【様式３】

本業務に生かせる類似業務実績、業務処理体制（施設運営など各業務に係る人員配置、経験やスキルを踏まえたもの）等について記入すること。

エ　企画提案書【自由様式】

企画提案書の項目は、上記５(2)～(7)とし、Ａ４判片面、文字サイズ 10.5 ポイント以上、20 ページ以内で作成し、ページ番号を付番すること。

オ　積算書【自由様式】

Ａ４判片面とする。積算根拠が分かるように記載すること。総事業費は、上記４(3)予算規模の範囲内とすること。企画提案書が選定された提出者との契約額を確約するものではない。

カ　再委託先一覧【自由様式】※再委託先がある場合のみ提出すること（下記 12(8)を参照）。Ａ４判とする。

※ア、イについては１部、ウ～カについてはこれを一式として 10 部及びＰＤＦファイル形式の電子データ（CD 又は DVD）１部を提出すること。なお、ウ～カ一式については、ステープラーは使用せず、クリップ留めとすること。また、特別な製本を行わず、インデックス等も付さないこと。

(4) 質問受付

質問をする場合は、「質問書」【自由様式】に質問を簡潔に記入し提出すること。

ア　提出方法：下記 14 の提出先に電子メール又は FAX。電子メールで提出する場合、件名は「さっぽろ天神山アートスタジオ管理運営業務　質問書」とすること。

イ　回答

質問に対する回答は、電子メールにより質問書の提出者に回答するほか、企画提案を受ける上で広く周知を図るべきと判断されるものについては、ホームページ上に掲載して公表する（質問者名は公表しない）。

(5) 企画提案参加意向申出書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、上記(3)ア「企画提案参加意向申出書【様式１】」を提出すること。

提出方法：下記 14 の提出先に持参又は郵送

(6) 企画提案書等の提出

上記（5）の企画提案参加意向申出書の提出をした者は、上記（3）イ「企画提案申込書【様式２】」、ウ「企画提案者概要【様式３】」、エ「企画提案書【自由様式】」、オ「積算書【自由様式】」及びカ「再委託先一覧【自由様式】」を提出すること。上記(5)の申出書等の提出のない者からの提出は選定対象外とする。

提出方法：下記 14 の提出先に持参又は郵送

８　選定方法

(1)　選定体制及び方法

さっぽろ天神山アートスタジオ管理運営業務に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）が企画提案の審査を行う。

(2)　一次審査

評価基準表【別添２】の評価項目「業務遂行能力」及び「２(2)管理運営業務の実施方針」について「企画提案者概要」、「企画提案書」を基に評価する。

一次審査の通過者数は５者程度とする。企画提案者が５者以下の場合は、一次審査を省略する。参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、速やかに企画提案者全員に通知する。

(3)　二次審査

一次審査通過者に対して、ヒアリングを行う。

審査は、評価基準表【別添２】の全ての評価項目について、「企画提案者概要」、「企画提案書」、「積算書」、「再委託先一覧」の内容について評価する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、オンラインミーティング形式（「Skype」、「Zoom」等を想定）での開催又は、ヒアリングを行わず、非公開の書類審査とする場合がある。

ア　出席者は、総括責任者を含む最大２名までとする。

イ　開催場所・日時等については、個別に通知する。

ウ　ヒアリングは、１企画提案者当たり約 35 分（提案説明約 20 分、質疑応答約 15 分）を想定し、個別に行う（二次審査の対象者数等により、1 企画提案者当たりのヒアリング時間は変更する可能性がある）。

エ　事前に提出した企画提案書に基づき説明すること。なお、プロジェクターの使用や追加資料の配布は認めない。

オ　実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。

カ　最低基準点を満点の６割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

キ　最も点数が高い同点の企画提案者が２者以上あった場合、評価基準表【別添２】の評価項目「業務遂行能力」及び「２(2)管理運営業務の実施方針」の評価点の合計が高い者を選定する。なお、これらの評価点の合計も同点の場合には、同点となった企画提案者を対象としたくじ引きにより選定する。

ク　提案者が１者であっても、最低基準点を超えた場合は、契約候補者として選定する。

ケ　審査・選定の結果は、二次審査参加者全員に対して文書により通知する。

９　参加資格の喪失

本公募型企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が

確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

10　参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

11　評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して３日（札幌市の休日を定める条例（平成２年条例第 23 号）で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

12　その他の注意事項

(1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。

(2) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

(3) 提出書類は返却しない。また、提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(4) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

(5) 企画書の著作権は、提案者に帰属する。

(6) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。

(7) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(8) 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部であって、業務の性質上、札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。本提案中において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定

している再委託先を明確にして提案すること。

13　参考資料の閲覧について

札幌市公式ホームページ「さっぽろ天神山アートスタジオ」の「活動記録集」参照

14　提出先・問い合わせ先

〒060-0001　札幌市中央区北１条西２丁目札幌時計台ビル 10 階

札幌市市民文化局文化部文化振興課　担当：宮本、鈴木

電話 011-211-2261　FAX 011-218-5157　電子メールアドレス bunka@city.sapporo.jp